

## 国立大学法人大阪大学招へい教員等災害補償規程（抄）

### （目的等）

**第1条** この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）の招へい教員等（国立大学法人大阪大学招へい教員等の受入れに関する規程第1条に定める「招へい教員等」をいう。以下同じ。）が、次の各号に掲げる事故により被った傷害又は疾病（以下「傷病」という。）に対して、大学が加入した保険により行う災害補償について定めることを目的とする。

- （1）大学における教育・研究活動に従事する過程において発生した事故。
- （2）前号の業務に従事するための往復途上又は招へいに係る旅行行程において発生した事故。ただし、その経路に著しい逸脱がないものに限る。

### （適用範囲）

**第2条** この規程は、大学が作成し保管する名簿に登載された招へい教員等に適用する。

### （用語の定義）

**第3条** この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「部局等」とは、各学部、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設その他これらに相当する組織をいう。
- （2）「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った障がいを行い、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- （3）「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心臓疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病、熱射病等の熱中症、低体温症及び脱水症をいう。
- （4）「公的給付」とは、次の給付をいう。
  - ア 次のいずれかの法律に基づく災害補償制度又は法令によって定められた業務上の災害を補償するための他の災害補償制度によって支給される障がいに対する給付
    - （a）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
    - （b）国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
    - （c）裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
    - （d）地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
    - （e）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

イ 次のいずれかの法律その他の社会保障関係法令によって支給される障がいに対する年金給付

(a) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(b) 国民年金法（昭和34年法律第141号）

#### （災害死亡補償—弔慰金）

**第4条** 大学は、招へい教員等が第1条に定める傷病により、当該傷病を被った日（傷害については事故に遭った日、疾病については医師（当該招へい教員等が医師のときは、当該招へい教員等以外の医師をいう。以下同じ。）の診断による発病の日をいう。以下「傷病発生日」という。）から起算して180日以内に死亡したときは、3000万円を弔慰金として当該招へい教員等の法定相続人に支給する。

#### （事故の認定）

**第5条** 前条の弔慰金は、当該招へい教員等の所属する部局等の長による、当該傷病が第1条各号に掲げる事故に起因するものであることの認定に基づき、これを支給する。

#### （後遺障害補償—障害一時金）

**第6条** 大学は、第1条に定める傷病により、招へい教員等に後遺障害が残ったときは、次の金額を障害一時金として当該招へい教員等に支給する。

| 障害等級  | 1級から3級まで   | 4級から6級まで   | 7級から9級まで   | 10級から12級まで | 13級から14級まで | 障害手当金に該当する場合 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 障害一時金 | 万円<br>3000 | 万円<br>2100 | 万円<br>1050 | 万円<br>300  | 万円<br>120  | 万円<br>300    |

#### （障害等級の認定）

**第7条** 前条の障害一時金は、次項以下に定めるところにより、後遺障害の原因別に行う障害等級の認定に基づき、これを支給する。

2 傷害を後遺障害の原因とする場合は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1「障害等級表」の基準に従い、障害等級を認定する。この場合において、傷病発生日から起算して180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、181日目における医師の診断に基づき、認定を行う。

3 疾病を後遺障害の原因とする場合は、次の各号に定めるところにより、障害等級を認定する。

(1) 公的給付における認定と同一の等級に認定する。

(2) 前号による認定を行った後に、公的給付において当該認定より上位の等級に認定されたときは、その上位の等級に変更して認定を行う。この場合において、前号による認定

に基づき既に障害一時金を給付していたときは、その上位の等級に基づく障害一時金額との差額を追加給付する。

- (3) 第1号による認定が行われる前に、後遺障害の原因となった疾病を直接の原因として招へい教員等が死亡したときは、災害死亡補償に準じて補償を行う。
- (4) 前各号に定めるほか、公的給付における障害等級の認定ができないときは、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）第3条の8及び第3条の9の基準に従い、認定を行うことができるものとする。

#### （後遺障害と災害死亡の関係）

**第8条** 大学が障害一時金を給付した後、招へい教員等が後遺障害の原因となった傷病により傷病発生日から起算して180日以内に死亡したときは、弔慰金の額から既に給付した障害一時金の額を控除した残額を当該招へい教員等の法定相続人に支給する。

#### （弔慰金等の給付による損害賠償の減免）

**第9条** 大学が弔慰金又は障害一時金を給付したときは、大学は、給付した金額を限度として、当該招へい教員等が大学に対して有する損害賠償の責を免れるものとする。

#### （療養補償－入院見舞金）

**第10条** 大学は、招へい教員等が第1条に定める傷病により、治療のため入院したときは、入院日数1日につき次の金額を入院見舞金として当該招へい教員等に支給する。ただし、入院見舞金の支給日数は180日を限度とし、かつ、傷病発生日から起算して180日を経過した後の入院に対しては入院見舞金を支給しないものとする。

|         |    |        |
|---------|----|--------|
| 入院1日につき | 傷害 | 5,000円 |
|         | 疾病 | 2,500円 |

#### （療養補償－手術給付金）

**第11条** 前条の場合において、傷病発生日から起算して180日以内に、招へい教員等が治療を直接の目的として別表に掲げる手術を受けたときは、大学は、入院見舞金の日額に手術の種類に応じて別表に掲げる倍率（2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率）を乗じた額を、1回に限り手術給付金として当該招へい教員等に支給する。

#### （療養補償－通院見舞金）

**第12条** 大学は、招へい教員等が第1条に定める傷病により、治療のため通院したときは、通院日数1日につき次の金額を通院見舞金として当該招へい教員等に支給する。ただし、通院見舞金の給付日数は90日を限度とし、かつ、傷病発生日から起算して180日を経過した後の通院に対しては通院見舞金を支給しないものとする。

|           |    |            |
|-----------|----|------------|
| 通院 1 日につき | 傷害 | 3, 0 0 0 円 |
|           | 疾病 | 1, 5 0 0 円 |

**(補償を行わない場合)**

**第 1 3 条** 大学は、次の各号に掲げる傷病等については、補償を行わない。

- (1) 招へい教員等又はその法定相続人の故意又は重大な過失による傷病。ただし、その故意又は過失により、当該招へい教員等以外の招へい教員等が被った傷病については、この限りでない。
- (2) 招へい教員等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による傷病。ただし、その行為により、当該招へい教員等以外の招へい教員等が被った傷病については、この限りでない。
- (3) 招へい教員等の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤又はシンナー等の使用による傷病
- (4) 招へい教員等が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷病
- (5) 他覚症状のない招へい教員等の感染症
- (6) 頸部症候群（むちうち症）又は腰痛で自覚症状しかないもの
- (7) 招へい教員等の妊娠、出産又は早産
- (8) 本規程施行日の直前 1 2 か月以内に、医師の治療を受け、又は治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。ただし、本規程施行日から 3 6 か月を経過したとき以降に発生した疾病については、この限りでない。なお、本規程施行日において第 2 条の適用範囲に含まれない者については、「本規程施行日」を「本規程の適用範囲に該当した日」と読み替えて適用する。
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性により生じた事故による傷病
- (11) 前 2 号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (12) 第 1 0 号以外の放射線照射又は放射能汚染による傷病

**(請求手続)**

**第 1 4 条** 招へい教員等又はその法定相続人が、本規程に基づく補償を請求する場合には、次の各号に掲げる書類を大学に提出しなければならない。

- (1) 傷害のときは事故状況報告書、疾病のときは罹患状況報告書

- (2) 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書）
- (3) 第1条各号に定める事故に起因する傷病であることを証明する書類（当該業務等の管理責任者が作成したものに限る。）

別表（第11条関係）

| 対象となる手術 <sup>(注)</sup>  | 倍率 |
|---|----|
| 1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。）<br>（1）植皮術（25cm <sup>2</sup> 未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む。） | 20 |
| 2. 筋、腱、腱鞘の手術<br>（1）筋、腱、腱鞘の観血手術  | 10 |
| 3. 四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。）<br>（1）四肢関節観血手術、靭帯観血手術                              | 10 |
| 4. 四肢骨の手術（抜釘術を除く。）<br>（1）四肢骨観血手術  | 10 |
| （2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）  | 20 |
| 5. 四肢切断、離断、再接合の手術<br>（1）手指、足指を含む四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）                   | 20 |
| （2）手指、足指を含む切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）   | 20 |
| 6. 手足の手術<br>（1）指移植手術  | 40 |
| 7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術   | 10 |
| 8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含む。）<br>（1）脊柱・骨盤観血手術                           | 20 |
| 9. 頭蓋、脳の手術<br>（1）頭蓋骨観血手術（鼻骨、鼻中隔を除く。）                                      | 20 |
| （2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）   | 40 |
| 10. 脊髄、神経の手術<br>（1）神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術）                        | 20 |
| （2）脊髄硬膜内外観血手術   | 40 |
| 11. 涙嚢、涙管の手術<br>（1）涙嚢摘出術  | 10 |
| （2）涙嚢鼻腔吻合術  | 10 |
| （3）涙小管形成術   | 10 |
| 12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術<br>（1）眼瞼下垂症手術  | 10 |
| （2）結膜嚢形成術   | 10 |

| 対象となる手術 (注)                            | 倍 率 |
|--|-----|
| (3) 眼窩ブローアウト (吹抜け) 骨折手術                | 20  |
| (4) 眼窩骨折観血手術                           | 20  |
| (5) 眼窩内異物除去術                           | 10  |
| 13. 眼球・眼筋の手術                           |     |
| (1) 眼球内異物摘出術                           | 20  |
| (2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術                   | 10  |
| (3) 眼球摘出術                              | 40  |
| (4) 眼球摘除及び組織又は義眼台充填術                   | 40  |
| (5) 眼筋移植術                              | 20  |
| 14. 角膜・強膜の手術                           |     |
| (1) 角膜移植術                              | 20  |
| (2) 強角膜瘻孔閉鎖術                           | 10  |
| (3) 強膜移植術                              | 20  |
| 15. ぶどう膜、眼房の手術                         |     |
| (1) 観血的前房・虹彩異物除去術                      | 10  |
| (2) 虹彩癒着剥離術                            | 10  |
| (3) 緑内障観血手術 (レーザーによる虹彩切除は13.(2)に該当する。) | 20  |
| 16. 網膜の手術                              |     |
| (1) 網膜剥離症手術                            | 20  |
| (2) 網膜光凝固術                             | 20  |
| (3) 網膜冷凍凝固術                            | 20  |
| 17. 水晶体、硝子体の手術                         |     |
| (1) 白内障・硝子体観血手術                        | 20  |
| (2) 硝子体観血手術                            | 20  |
| (3) 硝子体異物除去術                           | 20  |
| 18. 外耳、中耳、内耳の手術                        |     |
| (1) 観血的鼓膜・鼓室形成術                        | 20  |
| (2) 乳突洞解放術、乳突切開術                       | 10  |
| (3) 中耳根本手術                             | 20  |
| (4) 内耳観血手術                             | 20  |
| 19. 鼻・副鼻腔の手術                           |     |

| 対象となる手術 <sup>(注)</sup>                   | 倍率 |
|--|----|
| (1) 鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）                 | 10 |
| (2) 副鼻腔観血手術                              | 20 |
| 20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術                       |    |
| (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）                    | 40 |
| (2) 喉頭形成術、気管形成術                          | 40 |
| 21. 内分泌の手術                               |    |
| (1) 甲状腺、副甲状腺の手術                          | 20 |
| 22. 顔面骨、顎関節の手術                           |    |
| (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは除く。） | 20 |
| 23. 胸部、食道、横隔膜の手術                         |    |
| (1) 胸郭形成術                                | 20 |
| (2) 開胸術を伴う胸部手術、食道手術、横隔膜手術                | 40 |
| (3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）               | 10 |
| 24. 心、脈管の手術                              |    |
| (1) 観血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）           | 20 |
| (2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸又は開腹術を伴うもの）      | 40 |
| (3) 開心術                                  | 40 |
| (4) その他開胸術を伴うもの                          | 40 |
| 25. 腹部の手術                                |    |
| (1) 開腹術を伴うもの                             | 40 |
| 26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術                  |    |
| (1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）          | 40 |
| (2) 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）                 | 20 |
| (3) 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）                 | 20 |
| (4) 陰茎切断術                                | 40 |
| (5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術                | 20 |
| (6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術、経膈操作を除く。）   | 20 |
| (7) 膣腸瘻閉鎖術                               | 20 |
| (8) 造膣術                                  | 20 |
| (9) 膣壁形成術                                | 20 |

| 対象となる手術 <sup>(注)</sup>                                     | 倍 率 |
|--|-----|
| (10) 副腎摘出術   | 40  |
| (11) その他開腹術を伴うもの   | 40  |
| 27. 上記以外の手術  |     |
| (1) 上記以外の開頭術   | 40  |
| (2) 上記以外の開胸術   | 40  |
| (3) 上記以外の開腹術   | 40  |
| (4) 上記以外の開心術   | 40  |
| (5) ファイバースコープ又は血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査、処置は除く。） | 10  |

(注) 上記の「手術」とは、医師が治療を直接の目的として、メスなどの器具を用いて患部又は必要部位に切除、摘出などの処置を施すことをいう。